

第12号様式(第18条関係) (本人控・議会事務局)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

新宿区議會議長 宛て

氏 名  
住所(居所)

電話番号

新宿区議会の個人情報の保護に関する条例第39条第1項の規定に基づき、下記のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 請求者の区分

本人 成年被後見人の法定代理人 未成年者の法定代理人 任意代理人

2 成年被後見人、未成年者又は委任者の氏名等

フリガナ			
氏名			
住所(居所)			
電話番号	生年月日	年	月

3 利用停止請求に係る保有個人情報

開示決定通知書	日付	年 月 日	文書番号	第 号
開示を受けた日	年 月 日			
保有個人情報の名称等				

4 利用停止請求の趣旨及び理由

利用の停止 提供の停止 消去

(区議会使用欄)

請求者確認書類	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード <input type="checkbox"/> 特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
法定代理人確認書類	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ( )
任意代理人確認書類	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 委任者に対し一に限り発行された書類(運転免許証、個人番号カード等)の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )
その他	<input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )

## 記入等要領

### 1 「請求者の区分」について

請求者が該当する区分の□（チェック欄）にレを記入すること。請求者が代理人として請求する場合は、「本人」以外のいずれかの□（チェック欄）にレを記入すること。

### 2 「成年被後見人、未成年者又は委任者の氏名等」について

請求者が成年被後見人、未成年者又は委任者の代理人として請求する場合は、代理する成年被後見人、未成年者又は委任者の氏名、住所(居所)、電話番号を記入すること。請求者が代理する者が未成年者である場合に限り、その生年月日を記入すること。

### 3 「利用停止請求に係る保有個人情報」について

保有個人情報の利用停止請求は、保有個人情報開示請求により開示された保有個人情報を対象とすることから、利用停止請求に係る保有個人情報の開示決定通知書の日付及び文書番号、当該開示決定を受けて実際に開示された日及び利用停止請求に係る保有個人情報の名称を記載すること。

### 4 「利用停止請求の趣旨及び理由」について

利用停止請求をするにあたって、利用停止の区分の□（チェック欄）にレを記入すること。また、保有個人情報の利用停止の理由については、次のいずれかに該当していると思料する理由を記載すること。その理由を補強する資料があれば、添付すること。

- (1) 条例第4条第2項の規定に違反して保有されていること
- (2) 条例第6条の規定に違反して取り扱われていること
- (3) 条例第7条の規定に違反して取得されたこと
- (4) 条例第12条第1項及び第2項の規定に違反して利用されていること
- (5) 条例第12条第1項及び第2項の規定に違反して提供されていること

### 5 請求に当たって提示又は提出を要する書類について

- (1) 請求者の区分を問わず、提示又は提出を要する書類

請求者が本人であることを示す書類（運転免許証、個人番号カード、在留カード等）。なお、請求書を送付する場合は、当該書類の写しを添付すること。

- (2) 請求者が法定代理人として請求する場合に、提示又は提出を要する書類

請求者が、成年被後見人の法定代理人である場合は登記事項証明書、未成年者の法定代理人である場合は戸籍謄本又は戸籍抄本。なお、これらの書類以外であっても、代理人の資格を証明する書類であれば差し支えない。

- (3) 請求者が任意代理人として請求する場合に、提示又は提出を要する書類

委任状その他代理人の資格を証明する書類に加え、委任者に対し一に限り発行された書類（運転免許証、個人番号カード等）の写し。なお、これ以外であっても、委任状の真正性を確認することができる書類であれば差し支えない。

- (4) 請求書を送付する場合に提出を要する書類

住民票の写しその他の請求者が本人であることを示す書類。なお、(1)で添付したものとは別のものとすること。

### 6 その他留意事項

5(2)から(4)までに掲げる書類は、いずれも、請求の日の30日前までに作成されたものとすること。